

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>ブラウン管式のもの</u></p> <p>ロ <u>液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 <u>電気洗濯機及び衣類乾燥機</u></p> <p>（再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項）</p> <p>第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> | <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 電気洗濯機</p> <p>（再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項）</p> <p>第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> |
| <p>（略）</p>  | <p>（略）</p>   |
| <p>（略）</p>  | <p>（略）</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 前条第四号に掲             | <p>前条第二号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p>   |
| 特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として | <p>一 特定家庭用機器廃棄物のうち、冷媒として使用されていた特定物質等を含むものから当該特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収して、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができする方法によるものに限る。）をすること。</p> |

|      |   |
|------|---|
| (新規) | <p>前条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p>   |
| (新規) | <p>一 特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収して、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができする方法によるものに限る。）をすること。</p> |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>上げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p> | <p>使用されていた特定物質等を含むものから当該特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> |
|-----------------------------|--|

2 (略)

(再商品化等の基準)

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることをとする。

|                                      |             |             |
|--------------------------------------|-------------|-------------|
| <p>一 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p> | <p>百分の七</p> | <p>百分の七</p> |
| <p>二 第一条第二号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p> | <p>百分の五</p> | <p>百分の五</p> |

2 (略)

(再商品化等の基準)

第三条 法第二十二條第一項の政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準は、当該年度において再商品化等をした次の表の上欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物について、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化等をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表中欄に掲げる割合以上であり、かつ、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化をされたものの総重量の当該特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する割合が、それぞれ同表下欄に掲げる割合以上であることをとする。

|                                      |             |             |
|--------------------------------------|-------------|-------------|
| <p>一 第一条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p> | <p>百分の六</p> | <p>百分の六</p> |
| <p>二 第一条第二号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの</p> | <p>百分の五</p> | <p>百分の五</p> |

|                                      |                                      |  |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| <p>四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p> | <p>三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p> |  |
| <p>十五 百分の六</p>                       | <p>十 百分の六</p>                        | <p>一条第二号口に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたものにあつては、百分の五十)</p> |
| <p>十五 百分の六</p>                       | <p>十 百分の六</p>                        | <p>一条第二号口に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたものにあつては、百分の五十)</p> |

|                                      |                                      |  |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| <p>四 第一条第四号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p> | <p>三 第一条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったもの</p> |  |
| <p>十 百分の五</p>                        | <p>十 百分の五</p>                        |  |
| <p>十 百分の五</p>                        | <p>十 百分の五</p>                        |  |